

大分大学医学部教授会規程

平成27年3月4日制定 全部改正
平成27年医学部規程第1-1号

大分大学医学部教授会規程（平成16年医学部規程第1-1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号）第8条の規定により、医学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（構成）

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 学部長
- （2） 病院長
- （3） 教授（非公募により採用された教授を除く。）
- （4） その他教授会が必要と認める者

（招集等）

第3条 議長は、毎月1回、教授会を招集するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数の請求があったときは、臨時に教授会を招集することができる。

2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

（構成員以外の者の出席）

第4条 議長が必要と認めるときは、教授会の議を経て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（議事録等の作成）

第5条 議長は、教授会の議事録又は議事概要を作成する。

（事務）

第6条 教授会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。